

令和3年度第1回草津市隣保館等運営審議会 議事録

日時 令和3年12月20日(月)午後2時00分から3時45分
場所 草津市立西一教育集会所 2階集会室
出席委員 我孫子委員、伊藤委員、井上委員、内田委員、木村委員、佐山委員、
清水委員、谷川委員、中西委員、丹羽委員、畑委員、藤内委員、水谷委員、
森川委員、薬師寺委員、安居委員、保田委員
欠席委員 崎山委員、中川委員
事務局 総合政策部(人権政策課)
木村部長、岸本総括副部長、古川副部長、山本課長、伊藤係長、石松主査
教育委員会事務局(児童生徒支援課)
南川部長、作田理事、田中総括副部長、柴原課長、明田専門員
傍聴者 なし

1. 開会

草津市長 挨拶

委員および事務局自己紹介

草津市隣保館等運営審議会規則第4条第1項により、会長および副会長各1人を委員の互選により決定(会長:伊藤悦子氏、副会長:清水和廣氏)

2. 議題 開かれた隣保館等の今後のあり方について

市長から会長へ諮問書手渡し

事務局から諮問の趣旨、今後の審議会開催スケジュールについて資料に基づき説明
以下、審議内容

委員 今回は「開かれた」という4文字ですね。これが前回と異なることですよね。「開かれた」というキーワードは全市対象ということが出てきますよね。この全市対象というのは、前回の2013年の基本方針では、学力補充部分は全市的なセーフティネットの取り組みの中で行うと。しかし、そこはちょっとはっきりしないけれども、見直しにあたっての視点としては全市対象っていうのは広く市民とか、それがおそらく開かれた施設ということの中身だと思っんですね。そうすると教育文化の向上と、先ほど言った学力補充分ですね。この関係がちょっとよくわからなかったです。それについてご回答をお願いしたいのですが。

事務局 今おっしゃっていただいた通りでございます、いわゆる公民館と隣保館というものが、どう違うのかということをご承知の市民の皆様もそう多くないというのが、実情だと思います。公民館との大きな違いというのは、相談事業とか学力補充というところが、人間的にも専門の方を配置しておりますし、公民館と一番異なるところなのかなと思います。それをスキルという言葉で申しますと、いろんな差別等々で悩まれている方や困られる方にそういう一番寄り添えるスキルを持っているとも言えますので、そういったものを市域全域に展

開していくべきではないのかなというところで「開かれた」というのは相談事業にもかかりますし、委員がおっしゃった学力の部分については、教育委員会と変わりますのでお待ちください。

学力補充と仲間づくり活動を分けて考えまして、学力補充につきましては、現状を学びのセーフティネットの中で、全市的に6会場で小中学生の学習補充を行っております。具体的に小学校4年生から中学校3年生でございます。開かれた全市的というのは仲間づくり活動を全市に広げて、その活動を教育集会所で行うと分けて考えてございます。よろしいですか。

会 長 とりあえず、「開かれた」ということの中身については、今後ここで考えていくことになると思いますが、事務局としてはそういう方向性を考えているということを確認していただきました。それ以外にご質問とかご意見がありましたらお手を挙げてどうぞお願いします。

委 員 今、委員が言っていたことと重なる部分もあるかと思いますが、これからのスケジュールを見させていただきまして、これまでの成果と今後の課題という部分ですけど、私はこれがこの1回だけという審議のスケジュールになっていますのをかなり心配しております。というのは前回のあり方の見直しが出された時に、今言われた教育学力向上について、やはり地域の子たちの学力向上が、地域の人たちの思いで一番強くですね、その部分が、先ほど話もあったんですけども、自主活動学級の進め方あり方というのが大きくそこで変えられたわけなんですね。その時に、現場の学校の先生の声を全然聞かれてない、吸い上げられることなくこの方針が決められたと聞きまして、その時に現場の先生がかなり混乱されたと聞いています。やっぱり今後もこういった教育、学力向上という部分、それから仲間づくりも合わせてですけども、そういったことを進めていくにあたっては、その現場に携わっていただいている先生方の声を十分聞いていただいて、分析をしていく必要があるのかなと私は思っています。また、これまでこのように変えたことによる成果、学びの教室が実施されたことの成果がどうだったのかということも聞かせていただきたいなと思っていますし、審議については十分時間をとっていただきたいなと思うのが私の意見です。以上です。

会 長 ご意見ということで、スケジュールが一応これまでの成果と今後の課題っていうのが2回目に設定されているけど、そこが一番大事だから、もうちょっとしっかりやって欲しいというご意見だったと思います。事務局の方で受けとめていただいて、あり方については、1、2、3というふうにありますけど、その中身として次何回か、この成果と検討を具体的に進める審議会になるのかなと思っていますが、事務局お答えできますか。

事 務 局 ありがとうございます。あくまでおおよその予定というふうにとらえていただけると助かります。先ほど申しましたように、次回は年明けの2月に入ってから予定をしております。ここでは、前回答申いただいた内容に沿う形で、成果

と課題のご報告をさせていただきたいと思っております。前回の答申に基づく成果課題を審議いただいた上で、新たに見えてくる今後の課題というものもあるでしょうし、また、様々なご意見の新しい課題、目標というものも見えてくるかと思っておりますので、3回目から5回目にテーマを絞りつつ、議論の場を設けていけたらと思っております。一応このスケジュールで何とかいけるように尽力させていただきますので、ご協力お願いいたします。

会 長 成果と課題については、1回で終わるわけではないということと、ご要望としては、現場の先生の声ぜひ入れて欲しい、聞かせて欲しいということです。このことも事務局のスケジュールの中に入れていただけたらと思っております。それでよろしいですか。ほかにご質問とご意見がございましたらどうぞ。

委 員 同じ意味合いですけども、6ページの2. 見直しにあたっての視点(2)番、「自主活動学級の対象を市全域に広げ、取り組みを展開する」についてですが、これまでは地域密着型ということで、地域の人たちと自主活動学級を全面的にやってきました。今回、これを市全域を対象にすることについては、ちょっと問題が出てくるんじゃないかなという気はしております。それと「大学生やボランティア等の様々な人の協力のもと」というのはよくわかるんですけども、これも、地域主体の自主活動学級という名目ですけども、この件も、大学生ボランティア等と子供たちの自主活動学級が実際できるかなという不安材料も私自身は思っておるんです。この辺が見直しにあたっての一番大きなポイントだと私は考えております。対象を市域全域にすることについては、去年は確か、子供たちの学力低下を見ながら、学びの教室ということで、行っておったんですけども、どうも我々のところに来ていただいてもなかなか礼儀とか、そういったものが全くできてなくて、先生方が立っておられたんですけども、子どもたちが騒ぐわで、我々の地域の子供たちがほとんど来ていないというのが現状でございました。我々が望んでいるのはやはり地域の活性化、地域の子供たちをいかに差別に負けない子どもに育てていっていかってというのが我々の根本的なところなんです。その辺が、ここに書かれているということにちょっと怖いかなという気がいたしまして、今質問を差し上げました。

会 長 もう議論の中身に突入しかけていますけれども、事務局の方でお答え何かありますか。

事 務 局 先ほど委員の言葉の中で出てきました自主活動学級と学びの教室っていう部分がありますけれども、そこを簡単にご説明させていただきます。まず、自主活動学級につきましては、差別に負けないための仲間づくり活動に重点を置いた活動になりまして、学びの教室っていうものは、学力向上に係る課題を解決する学力補充の部分の活動になるっていうところを補足させていただきます。全市というのは、ちょっと具体的な名前は出しませんが市の端っから市の端っこだまで行くということではなくて、今中学校が6つございます。その中で、隣保館等を含まない中学校区が2校区ございますけれども、その2校区の子ど

もさんにも、近くの教育集会所を利用しながら、自主活動学級への参加を呼びかけるというような考え方をしております。

会 長 よろしいでしょうか。ちょっと草津市の詳しいことは存じ上げなくて、申しわけないですが、今答えていただいた内容でよろしいでしょうか。

事務局 先ほど会長もおっしゃっていただきましたが、ここに挙げております方針というのは、まっさらな状態でご審議いただくのも非常に難しいだろうという思いもございましたので、一定、市の青写真というものをお示ししたのになります。その中で、先ほど、委員がおっしゃっていただきましたように、いろんな課題とかハードルが当然あると思いますし、そちらにつきましては、本日は見学の時間等もありますので、また次回以降に具体的な審議を進めるということで、ご意見いただければありがたいと思います。今回いただきましたご意見につきましては、持ち帰りまして、次回の議論に繋がるように準備させていただきます。

会 長 よろしいでしょうか。今日これで何かするわけではないので、継続的にいろんなことを考えていく中でとても大きい問題提起があったということを事務局の方には受けとめていただけたらと思います。他にございますか。

委 員 確認ですけれども、事務局の方から示されたこの6ページの隣保館等の今後のあり方についての方向性ということで、その見直しにあたっての視点という部分については、あくまでもその事務局としての視点であって、これを我々委員が了承したということではない、そういう考え方でいいんですね。そこだけ確認したかったんですけど。

事務局 はい。ありがとうございます。あくまでも審議のたたき台としてご提示させていただいているという認識で結構でございます。

会 長 ということでとりあえず今回は事務局としてはこういう内容ではどうかということですが、早速ちょっと疑義が出たのかなと思います。

委 員 おっしゃったとおりまだ審議は始まってないんですね。一応参考に出されたんですね。それを頭に入れて、こういう理解ですかというふうにな、こちらでも理解した上で、審議をどのようにするのかって私は考えているんですね。そのためにも27ページの「総合的対応」というのは非常に重要ですね。27ページに「連携」とか「総合的対応」とありますでしょう。これは前の答申にこの総合的な対応とか連携とか言ってあります。実は私は人権センターで特別人権相談員を20数年もやっています。要するに、社会的に差別されたり、脆弱な人たちに対して、どのように総合的な施策として打ち出すのかと、隣保事業としてね。そういう問題意識を持っているわけです。結論的に言うと、できれば調査をお願いしたいのは、人権センターも含めて、各部署が関わる関係機関とか、民間団体もありますよね。NPOとかね、そういった関係団体等と隣保事業として、どういう形で連携できるのか。それを次回までをお願いしたいなとおもいます。

事務局 整理させていただきます。

会長 今後の審議でまた、資料として出していただくということでよろしいでしょうか。そうしましたら、いろんなご意見とかご質問が活発に出てよかったかなと思います。続いて、隣保事業等の歴史について、事務局からご説明をお願いいたします。

3. 議題 隣保事業等の歴史について

事務局から隣保事業等の歴史について、資料に基づいて説明

西一会館館長から会館の運営活動内容を説明

以下、審議内容

会長 今更なんですけど、今までご質問があった中身はどうも教育集会所の方の話なんです。だから隣保館が開かれたものになっていって、いろんな相談事業で困っている人が隣保館に来てもらう。けど教育集会所でやっている自主活動学級をどうするのかという質問がお二方からあったので、本日は隣保館等の隣保館についての歴史はあるんですけど、どこかで教育集会所が何をしてきたかとか、教育集会所って、同和対策事業なんですけど、何がどう違うのかみたいな話を、私たちに教えていただいた方がいいかなと思いました。

それでは、今までのところで、ご質問ですね、ありますでしょうか。

委員 2点ほど、一つは、資料のほうで、8ページが一番下の現在の隣保事業というのは、97年まで特措法で特別対策と書いているんですけど、これは合っていますか。もう1点は、先ほどから議論になっていましたけど、西一会館からのお話をいただいて、このサービスというかですね、対象がどの範囲なのかっていうところですね、西一会館、教育集会所の取り組みでいろんな事業をされているってことなんですけど、先ほどからのお話を伺っていると、この自主活動学級がこの地域の周辺の子供たちが参加していて、それ以外の事業は特に枠がなくて、全市が対象になっているという理解でいいのかどうかっていう、この2点教えていただきたいと思います。お願いします。

事務局 ありがとうございます。8ページの2の(1)でございますが、平成9年に国の方針が定められ、平成14年から実際に一般施策に移行したと認識しております。書きぶりが不十分で誤解を与えたことにつきましてお詫び申し上げ、訂正させていただきます。また資料を訂正させていただいて、次回審議会にお渡しさせていただきますのでご了承ください。二つ目でございますが、これは議論のしどころになるかと思いますが、現在の時点で、隣保事業の一部事業においては、市全域に展開しているものもあれば、中学校区、小学校区にとどまっているもの、もしくは、地域主体になっているものというのが現状として各館にもよりますが、地域特性も伴って生じているのが、現状だと思っております。いわゆる隣保事業につきましては、私どもとしてもせつかくこの有効なスキ

ル、経験等をいずれの事業におきましても展開していけたらなど考えております。委員がおっしゃっていただいたように展開するとともに、市の各機関、民間の団体、それぞれ関係機関が連携をして、これから高齢者の問題や子供の問題とか、新たな差別の問題などいろいろな問題が山積してくるかと思いますので、一つで担うのではなく、連携してネットワークで解決していけるようなシステムを作っていけたらなど、その一翼を隣保館が担えればと思っております。教育集会所につきましては、先ほど宿題をいただいておりますので、持ち帰らせていただいて2回目のときにご説明をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員 確認ですけど、隣保館は特に制限なく誰でも利用できるっていう理解でいいですか。教育集会所に関しては、少し範囲が違う場合があるということでしょうか。

事務局 隣保館は前回の答申から一般施策化ということで進めておりまして、基本は開かれたっていうところで、どなたが利用いただいても結構な施設ですけども、やはり利用の方がなかなか開かれた施設をめざしているにもかかわらず、まだご利用の方が進んでないという現状がございますので、その部分をどうしていけばいいかというところを中心に考えていただけたらなどと思っております。

会長 方向性としては開いているけど実際にいろいろな人が利用しているかどうかはまたちょっと別の話で、それは統計や何らかの調査結果を今後提供いただけるのでしょうか。

事務局 少し古いデータですけども、平成30年に調査を実施しておりまして、その中で隣保館についてはその認知度を市民の方々に調査させてもらっておりまして、隣保館に行ったことがある、あるいは隣保館を知っているというような認知度の調査におきまして、知っていると回答いただいた方が大体30%ぐらいです。30%の中でも、隣保館の事業が何をやっているのか知っている、参加したことがあるとかいう方については、その半分というような統計上のデータも出ておりますので、その辺のデータも改めて資料としてまたお渡しいたします。以上でございます。

会長 他に質問とかご意見とかございますか。

委員 質問ではないですが、もう皆さんご理解いただいていると思っておりますが、今後この隣保館のあり方を考えていく上で、行政の方はいつも「開かれた」というふうに言われるんですけども、地域の者にとっては、確かに偏見や差別意識を取り除いていくためにはたくさんの方に利用をいただきたい。そういった意味で、広くホームページ等で事業の案内もさせていただいているんですけども、いかんせん、そういった意識からですね、利用を控えられ方がまだまだおられるという実態がまだあるということです。そういったことを知っておいていただきたいのと、開かれたことでたくさんの方に利用いただくことになり、昔あった公民館で、「あんたどっから来たん」と言われるのがかなわないから公民

館を利用しなくなった。この地域の隣保館を開かれた形でたくさんの方に来ていただくことで、結局もともとその地域で利用された方が来なくなってしまったら、そこは本末転倒になるのかなと私は思っておりますので、そういったことも一緒に含んでいただいて検討いただければと思っています。以上です。

委員 このテーマ割り隣保館等の「等」というのがポイントなんですよね。隣保事業というのは、御存じのとおり社会福祉法上の第二種社会福祉事業として位置づけられていて、これは法律の枠にあるわけですよね。それを同和対策予算として隣保事業という中に落とし込んだと。しかし、これからは一般施策の予算でやりましょうという形の中で現実の差別があるわけですよ。やっぱり子供たちから見れば差別の現実があるわけです。草津市は「基本的人権尊重の精神のっとり」という文言を隣保館条例も、教育集会所条例にも入れているわけで、これは実情に合った草津市の規範ですよ。その中で、確かに縦割りはあるけれども、それを総合的に、差別の現実をきちっと認識して、それをどうなくしていくのか、どう連携していくのか、新しい草津の市民社会を作ろうと。こういうね、大ざっぱな話になりましたけど、そういう中で私も相談活動を通じて関わっているわけです。だからそこでさっき言ったように総合的な、連携とか、それは一体どのようなものなのかと。縦割りという法の枠ってありますけど、その枠をいかに超えられるかという問題を意識する必要があると私は思っています。

会長 ご意見になりつつありますが、そうしましたら、ほかに今の歴史等現状のこのパワーポイントとかプレゼンのことに関しての質問はないですか。よろしいですか。本日はここで何かを決めて多数決をとるとかっていう会議ではないので、行ったり来たりしてもらってもいいと思います。そうしましたら、事務局の段取りとしては、この後、施設案内をしていただくということになっています。

4. 議題 隣保館等の施設紹介について

西一会館館長の案内で施設見学

以下、審議内容

会長 全員お戻りになられたということで、お疲れかもしれませんが、会を続けさせていただきますが、以上で本日のスケジュールや議題等は一応すべて終了ということになります。全体を通じて、この施設見学も含めて、何かご意見やご質問がありますでしょうか。ご意見、ないですか。ご意見等がなければ本日の草津市隣保館等運営審議会を終了します。ご苦労さまでした。ありがとうございました。